

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「ゲームをより楽しめる世界を創る」というミッションのもと、ゲームに携わる全ての人や企業にとって最適な環境を作る事業運営体制の構築に向け、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能とする体制の整備を進めるとともに、コンプライアンスの徹底やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っております。これらの取組みを通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指し、企業価値の最大化に努めてまいります。また、企業倫理、経営理念等を当社グループ全体に浸透させるため、様々な施策を通じて全社的な活動を展開します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2】

決算短信、決算説明会資料等の開示書類は英語版を開示しています。なお、現在のところ当社の株主における海外投資家の比率は、相対的に低いことから、株主総会招集通知は日本語版のみの開示としています。海外投資家の比率が相対的に10%超となった時点で議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討します。

【補充原則3-2】

当社ホームページで英語版を開示しており、決算短信、決算説明会資料等の開示書類は英語版を開示しています。なお、現在のところ当社の株主における海外投資家の比率は、相対的に低いことから、株主総会招集通知は日本語版のみの開示としています。海外投資家の比率が相対的に10%超となった時点で議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討します。

【補充原則4-1】

最高経営責任者の後継者計画（プランニング）については、現状策定しておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。なお、当社では執行役員体制による適切な役割分担と相互牽制により迅速かつ効率的な意思決定を実行する体制を構築しています。

【補充原則4-2】

取締役の報酬の決定については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会で決定された総額の範囲内で、各取締役の業績に対する貢献度を評価し、配分額を決定しております。現状は現金報酬のみですが、今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、両者の割合について検討してまいります。

【補充原則4-10】

独立社外取締役は取締役6名中2名であり、取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、専門性の高い知識と豊富な経験を活かし、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。取締役の指名・報酬につきましては、今後、任意の諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【補充原則4-11】

当社の取締役会では、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行っておりませんが、原則として各役員に取締役会資料を事前配布し、審議時間を十分に確保することや、監査役も交えた自由闊達で建設的な議論・意見交換の実施などにより、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードで開示すべきとされている原則については、各項目に該当する原則の項番を付記しています。

【原則1-4】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式として上場株式を保有していません。

今後につきましても、事業機会の創出、取引・協業関係の構築・維持・強化等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合を除き、保有しない方針としています。

政策保有株式を保有する場合、上記の方針に照らし、保有の意義が希薄と判断した場合には、できる限り速やかに縮減していく方針としています。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式を保有する場合は、定期的に、取締役会において、保有によるメリット、リスク、資本コストに対する投資対効果などの経済合理性、将来の見通し等についての評価を行い、継続保有の判断を行うこととしています。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使は、画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値ならびに株主還元向上の視点から、議案ごとにその賛否を判断し、議決権行使をすることとしています。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引を行う際は、法令及び取締役会規則に則り取締役会の承認を得ることにより、適切に監視しております。なお、利益相反の疑義がある取引を実行した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。

また、グループ会社役員については、定期的に、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っています。

【原則2 - 6】

当社ではコーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、アセットオーナーには該当していません。

【原則3 - 1】

(i) ミッション: 「ゲームをより楽しめる世界を創る」を掲げ、当社経営の柱と位置付けております。

(ii) 本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」 「1. 基本的な考え方」に記載しております。

具体的には、内部監査室や監査役会の設置に加え、社外取締役及び社外監査役の選任等を行うことで外部の視点を取り入れながら実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(iii) 本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」 「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」 「取締役報酬関係 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載しております。なお、役員報酬は、事業報告において、取締役、監査役それぞれの総額及び社外取締役、社外監査役それぞれの総額を、有価証券報告書において、取締役、監査役、社外役員のそれぞれの総額を開示しております。株主総会招集通知の一部である事業報告及び有価証券報告書は、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しております。

(iv) 取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針・手続につきましては、社内規程等で定めておりませんが、当社のビジョンに共感し、かつ豊富な経験、高い見識、高度な専門性及び高い倫理観を有する者を候補として株主総会にて選任することとしております。

(v) 取締役・監査役候補の選任については、株主総会招集通知にて説明を行っており、また略歴を掲載しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、法令により取締役会の専決とされる事項及び重要な業務執行上の意思決定につきましては、取締役会において意思決定しております。また、取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役会にて決議すべき事項を明確に定めるとともに、それらの事項を除き、経営における責任の明確化及び意思決定の迅速化のため、業務執行に関する決定につき、代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、取締役6名のうち、2名が独立社外取締役です。独立社外取締役としての視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、高い見識等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の業務執行の監督が行われております。

【原則4 - 9】

当社において、独立社外取締役とは、当社の社外取締役のうち、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に則した一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と定めるとともに、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった独立社外取締役に求められる本来的な機能及び役割が期待されることを基本的な考え方としております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計6名の取締役により構成されております。取締役の選任においては、当社の成長及び中長期的な企業価値向上に必要な知識、経験を考慮しております。社外取締役においては、独立した立場で業務執行及び組織運営における監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮して取締役会を構成しております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役・監査役は、当社の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる兼務の状況であると判断しております。他の上場会社の役員を兼任している場合における重要な兼任につきましては、株主総会の招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4 - 11】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

なお、当社の取締役会は次の通り運営されております。

- a. 原則毎月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議の上、決議しています。
- b. 資料をあらかじめ配布または説明の上、十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討をしています。
- c. 多様な経験を持つ社外役員により、経営課題について多角的な視点から検討しています。
- d. 重要事項を的確に審議し、より戦略的な議論を行うべく、適宜取締役会で審議すべき事項を見直しています。
- e. 決議した案件の経過又は結果についての報告を行い、取締役の職務執行状況を監督しています。

【補充原則4 - 14】

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針につきましては、取締役及び監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。具体的には、職務遂行上必要な知識の習得等のため、また市場の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展に寄与することを目的として随時トレーニングを実施しております。

【原則5 - 1】

当社は、企業価値の持続的成長を目的とし、株主とのより強固な信頼関係を構築するため、コーポレート・ガバナンス、経営戦略、資本政策、業績・財務状況、サービス内容とそのリスク等について、中長期的な視点から、株主との建設的な対話を継続する体制を整備しています。

- 株主との対話は、代表取締役社長による統括のもと、個別面談については実施責任者である経営企画室長が、面談の目的と効果、株主の属性などを考慮の上、代表取締役社長等の参加も含め、対応者に対応方法を検討、実施しております。

- IR担当者は、事業部門や管理部門をはじめとする社内各部門から必要情報を収集するとともに、緊密な社内連携を通じて、わかりやすい説明を工夫し、株主との対話を充実させています。

- 当社は株主の皆様へ、当社の経営方針、コーポレート・ガバナンス、戦略、事業の現状などについて、理解を深めていただく活動を継続しています。

- 機関投資家との対話としては、個別面談の他、半期毎の決算説明会を適宜開催しております。また、ホームページの株主・投資家向け専用ページを通して、これらのイベント情報を個人投資家へも開示するとともに、個人投資家向けの会社説明会も開催しています。

- 株主との対話を通して把握した株主の関心や懸念などは、部門長以上の経営幹部に随時報告し、経営分析や情報開示のあり方の検討などに生かしております。

- 株主との対話においては、社内規則の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

- 当社では決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
今泉 卓也	5,321,900	29.21
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合	3,812,000	20.92
YJ1号投資事業組合	2,145,100	11.77
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	1,120,000	6.14
株式会社GameWith	251,191	1.37
眞壁 雅彦	208,100	1.14
森 樹雄	165,600	0.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	132,900	0.72
井上 健	121,200	0.66
重藤 優太	103,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武市 智行	他の会社の出身者											
濱村 弘一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武市 智行	○	――	上場企業(エンターテインメント事業)における会社経営者及び経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地からいただく適切なアドバイスを当社経営に反映することにより、一層のコーポレート・ガバナンス強化が期待できる人材と判断し、独立役員に指定しております。
濱村 弘一	○	濱村氏は、当社の取引先である株式会社KADOKAWA Game Linkage及び株式会社ブックウォーカーの業務執行者でありましたが、取引規模は軽微であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	コンテンツ事業における会社経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地からいただく適切なアドバイスを当社経営に反映することにより、一層のコーポレート・ガバナンス強化が期待できる人材と判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と内部監査部門の連携状況】
 内部監査部門である内部監査室は、常勤監査役との日常的なコミュニケーションのほか、内部監査室が実施した内部監査実施報告書の確認等、密な連携を図っております。なお、内部監査室の内部監査結果は、監査役会に報告しております。

【監査役と会計監査人との連携状況】
 会計監査人の監査方法と結果の相当性を監督・検証するため、毎事業年度、監査役会に会計監査人から、監査計画・監査概要、会計監査人の品質管理体制等の説明を受けております。また、会計監査人の監査実施結果または四半期レビュー結果を、四半期毎に監査役会にて報告を受けております。その他、常勤監査役と会計監査人は、必要に応じてコミュニケーションをとっております。

【会計監査人と内部監査部門の連携状況】
 内部監査部門である内部監査室は、定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等の報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査や財務報告に係る内部統制監査の規程及び実施状況並びに内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
半谷智之	他の会社の出身者													
後藤勝也	弁護士													
森田徹	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

半谷智之	○	——	金融機関における長年の経験と財務等に関する知見を有しているだけでなく、インターネット事業やコンテンツ事業においても企業経営や事業活動に伴うリスク等について豊富な知見を有している人材と判断し、独立役員に指定しております。
後藤勝也	○	——	弁護士の資格を有しており、法務面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして適切な判断及びアドバイスが行える人材と判断し、独立役員に指定しております。
森田徹	○	——	エンターテインメント業界やコンテンツ事業における豊富な実務経験に基づく企業経営や事業活動に伴うリスク等について豊富な知見を有している人材と判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、一部の取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、一部の社内取締役、社外監査役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、事業報告において、取締役、監査役それぞれの総額及び社外取締役、社外監査役それぞれの総額を、有価証券報告書において、取締役、監査役、社外役員のそれぞれの総額を開示しております。株主総会招集通知の一部である事業報告及び有価証券報告書は、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会で決定された総額の範囲内で、社内規程に基づき、各取締役の業績に対する貢献度を評価し、配分額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専任のスタッフはおりませんが、経営管理部内においてサポート業務を兼任しております。経営管理部は、定時・臨時取締役会の開催に際し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配付するとともに、社外取締役及び社外監査役から問合せがあった場合には、迅速に対応する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

(監査役会)

当社は監査役会設置会社であります。当社の監査役会は社外監査役3名を含む監査役3名で構成されております。

監査役会は、月1回開催され、意見交換等を行っております。

また、各監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて各監査役の立場から意見を述べることで、経営に関する監査機能の強化を図っております。

なお、監査役後藤勝也は弁護士の資格を有しております。

(コンプライアンス委員会)

代表取締役社長を委員長とし、当社の取締役ならびに社内より選出した社員からなるコンプライアンス委員会において、法令遵守について都度確認、啓蒙し、各取締役がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。

(内部監査部門)

当社の内部監査部門である内部監査室は2名で構成されております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたり、当社全体を定時及び随時に監査し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしております。

(経営会議)

経営会議では、当社の取締役を中心とし、直近の事業環境や業績動向の分析並びに中長期の事業戦略等の重要事項を協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の通り、取締役の職務執行に対して、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底しております。

なお、監督機能の有効性を高めるために、社外において十分な経営経験と見識を有した社外取締役を選任しております。

また、監査役3名中3名が社外監査役であり、専門性が客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年8月に開催した株主総会の招集通知は、法定期限より5日早く発送しております。 なお、当社ホームページにて6日前にWEB開示しております。今後も、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算会社説明会及び第2四半期会社説明会を含め、年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、決算説明会資料、その他適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 経営企画室 IR責任者 経営企画室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	本報告書 -1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則5-1】に記載の通りです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施します。
 - b) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止します。
 - c) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とする公益通報者保護規程を制定し、その規程に基づき運用します。
 - d) 内部監査部門を内部監査室と定め、常時かつ専門的な業務監視体制をとります。
 - e) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
 - b) 情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーに基づき、責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施します。
 - c) 個人情報については、個人情報等管理規程に基づき、厳重に管理します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、代表取締役社長が全社のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
 - b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- 5) 当社における業務の適正を確保するための体制
当社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行い業務の適正を確保します。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人、内部監査室と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- 9) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、不当要求等への対応を所管する部署を経営管理部とし、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応します。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新



